

新規上場申請のための有価証券報告書

(の部)

上場申請会社

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

提出会社

株式会社バイタルネット

株式会社ケーエスケー

目次

表紙	頁
第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	7
3【組織再編成に係る契約】	8
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	16
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	17
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	19
7【組織再編成に関する手続】	20
第2【統合財務情報】	22
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	24
第二部【企業情報】	25
第1【企業の概況】	25
1【主要な経営指標等の推移】	25
2【沿革】	25
3【事業の内容】	25
4【関係会社の状況】	25
5【従業員の状況】	26
第2【事業の状況】	28
1【業績等の概要】	28
2【生産、受注及び販売の状況】	28
3【対処すべき課題】	28
4【事業等のリスク】	28
5【経営上の重要な契約等】	32
6【研究開発活動】	32
7【財政状態及び経営成績の分析】	32
第3【設備の状況】	33
1【設備投資等の概要】	33
2【主要な設備の状況】	33
3【設備の新設、除却等の計画】	33
第4【上場申請会社の状況】	35
1【株式等の状況】	35
2【自己株式の取得等の状況】	38
3【配当政策】	38
4【株価の推移】	39
5【役員の状況】	40
6【コーポレート・ガバナンスの状況】	44
第5【経理の状況】	46
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	47
第7【上場申請会社の参考情報】	48
1【上場申請会社の親会社等の情報】	48

2【その他の参考情報】	48
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	50
第四部【上場申請会社の特別情報】	51
第1【最近の財務諸表】	51
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	51

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書（ の部）

上場申請会社である株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、平成 21 年 4 月 1 日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の平成 21 年 3 月 2 日において、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立予定日である平成 21 年 4 月 1 日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 斉藤 惇 殿
【提出日】 平成 21 年 3 月 2 日
【会社名】 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
【英訳名】 V I T A L K S K H O L D I N G S , I N C .
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 深田 一夫
代表取締役社長 鈴木 賢
【本店の所在の場所】 東京都世田谷区弦巻一丁目 1 番 12 号
【電話番号】 下記統合 2 社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上

（上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社バイタルネット
【英訳名】 V I T A L - N E T , I n c .
【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 鈴木 賢
【本店の所在の場所】 仙台市青葉区大手町 1 番 1 号
【電話番号】 (0 2 2) 2 1 8 - 6 1 5 5 (財務部直通)
【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 高橋 喜春
【最寄りの連絡場所】 仙台市泉区八乙女 3 丁目 3 番地の 1
【電話番号】 (0 2 2) 2 1 8 - 6 1 5 5 (財務部直通)
【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 高橋 喜春

【会社名】 株式会社ケーエスケー
【英訳名】 K S K C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 深田 一夫
【本店の所在の場所】 大阪市中央区本町橋 1 番 20 号
【電話番号】 (0 6) 6 2 2 9 - 1 2 3 1
【事務連絡者氏名】 取締役経営サポート本部経部長 服部 保
【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町 1 丁目 5 番 7 号
【電話番号】 (0 6) 6 2 2 9 - 1 2 2 7 (経部直通)
【事務連絡者氏名】 取締役経営サポート本部経部長 服部 保

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1．経営統合の目的及び理由

バイタルネット及びケーエスケーは、各々の事業展開地域において、顧客との強固な信頼関係を基盤として事業の充実を図ってきましたが、近年、顧客サイドからの卸業務に対するニーズは、ますます高度化若しくは多様化してきています。

一方、競合の大型化が進む中、製薬企業サイドからの卸業へのニーズにも変化が見られ、企業としての総合力の充実が一層求められています。

こうした環境変化を背景に、平成 17 年 11 月、バイタルネット及びケーエスケーは、ともに同業 9 社と「葦の会」を結成し、業務提携を通じて事業基盤の強化に取り組んできました。更に、平成 19 年 10 月に 2 社間で業務提携契約を結び、両社の経営資源の有効活用及び業務の効率化・高度化を図ってきました。この 3 年間の交流を通じて、バイタルネット及びケーエスケーは、互いを深く理解し、両社が事業統合することにより事業基盤の補完・拡充、経営の効率化合理化を図り、更なるシナジーの実現が可能になると認識しました。

そして、更に、対顧客のサービス面における革新、製薬企業ニーズに応えるための新たな仕組みの開発、新規事業の創出など、多くの新しい挑戦に臨むことをも視野に入れて、両社は平成 21 年 4 月の事業統合を目指した統合契約書に調印しました。

市場環境の変化に積極的かつ能動的に対応するため、経営スピードを重視する観点から、両社の統合につきましては、共同持株会社設立の方式（株式移転方式）を選択し、バイタルネット・ケーエスケーの各々が日々の業務充実を進めつつ統合効果を追求することとしましたが、中長期的には、更に効果と効率に配慮した機能的な組織のあり方を追求していく所存です。

なお、葦の会での全国規模での事業協力に関しては、今後も積極的に参画し、業務提携による成果を一層高めるべく努力していきます。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要等

上場申請会社の概要

商号	株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス		
本店の所在地	東京都世田谷区弦巻一丁目1番12号		
事業の内容	グループ全体の最適化を図るための、企画・運営・管理及びグループ全体の経営統括並びにそれに付帯する事業（予定）		
代表者及び役員 （就任予定）	代表取締役会長	深田 一夫	現ケーエスケー 代表取締役社長
	代表取締役社長	鈴木 賢	現バイタルネット 代表取締役兼社長執行役員
	取締役	鈴木 淳	現バイタルネット 代表取締役会長
	取締役	村井 泰介	現バイタルネット 取締役副社長
	取締役	目黒 一也	現バイタルネット 取締役兼執行役員
	取締役	藤澤 清文	現ケーエスケー 常務取締役
	取締役	千原 宏之	現ケーエスケー 取締役
	取締役	服部 保	現ケーエスケー 取締役
	取締役（社外）	眞鍋 雅昭	現バイタルネット 取締役（社外）
	取締役（社外）	吉村 恭彰	現バイタルネット 取締役（社外）
	監査役	茂渡 弘	現バイタルネット 監査役
	監査役（社外）	高橋 誠也	現みらい法律事務所 弁護士
	監査役（社外）	西村 陽	現ケーエスケー 監査役（社外）
資本金	5,000,000,000円（予定）		
純資産	未定		
総資産	未定		
決算期	3月31日		

上場申請会社の企業集団の概要

当社とバイタルネット及びケーエスケーとの関係は以下のとおりです。

会社名	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) バイタルネット	宮城県仙台市 青葉区	3,992	医薬品卸売業	100.0%	未定	未定	未定	未定	未定
ケーエスケー	大阪府大阪市 中央区	1,328	医薬品卸売業	100.0%	未定	未定	未定	未定	未定

バイタルネットとケーエスケーは、両社株主総会による承認に基づいて、平成 21 年 4 月 1 日（予定）をもって、共同株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しています。

本株式移転に伴う当社の設立後、バイタルネット及びケーエスケーは、当社の株式移転完全子会社となります。

当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーの平成 20 年 9 月 30 日時点の状況は、以下のとおりです。

バイタルネット

[事業の内容]

バイタルネット・グループ（バイタルネット及びバイタルネットの関係会社）は、バイタルネット、子会社 15 社及び関連会社 5 社により構成され、医薬品関連事業及びその他事業の 2 部門に係る事業を主として行っており、医薬品関連事業では医薬品等の製造業・卸売業・小売業及び運送業、その他事業では介護サービス業、医療機関に対するコンサルティング業、損害保険代理業、不動産斡旋業、駐車場業等の事業活動を行っています。

各事業におけるバイタルネット及び関係会社の位置付け等は次のとおりです。

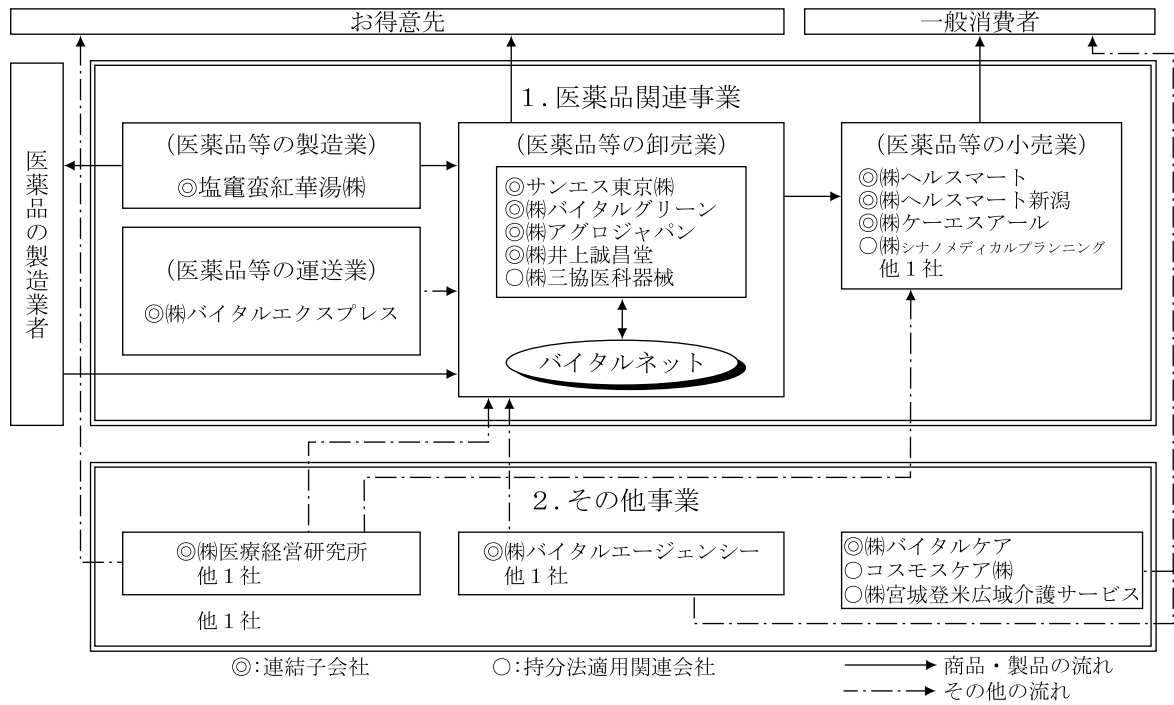
事業の種類/名称	主要製品(事業)	関係会社
医薬品関連事業	医薬品等の製造業 医薬品等の卸売業 医薬品等の小売業 医薬品等の運送業	塩竈蛮紅華湯(株) バイタルネット、サンエス東京(株) (株)バイタルグリーン、(株)アグロジャパン (株)井上誠昌堂、(株)三協医科器械 (株)ヘルスマート、(株)ヘルスマート新潟 (株)ケーエスアール (株)シナノメディカルプランニング、他 1 社 (株)バイタルエクスプレス
その他事業	介護サービス業 損害保険代理業、駐車場業等 医療機関に対するコンサルティング業 その他	(株)バイタルケア、コスモスケア(株) (株)宮城登米広域介護サービス (株)バイタルエージェンシー、他 1 社 (株)医療経営研究所、他 1 社 1 社

(注) 1 バイタルネットは、平成 19 年 5 月 18 日に、関連会社であった(株)井上誠昌堂の株式を追加取得し、子会社としております。

2 平成 20 年 1 月 1 日に、(株)バイタルエクスプレス、(株)バイタルエクスプレス秋田、(株)バイタルエクスプレス山形及び(株)バイタルエクスプレス新潟の子会社 4 社が合併し、存続会社を(株)バイタルエクスプレス(子会社)としております。

3 (株)バイタルヘルスケアは平成 20 年 4 月 1 日に(株)リードヘルスケア（存続会社）及び(株)ほくやくヘルスケアと合併し、持分比率が減少したことにより、関係会社に該当しなくなりました。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



[関係会社の状況]

<連結子会社>

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
サンエス東京(株)	東京都豊島区	50	医薬品 関連事業	100.0	・医薬品の卸売りを行っております。 ・バイタルネットより医薬品を仕入れております。 役員の兼任等・・・有
(株)バイタルグリーン	新潟市中央区	50	医薬品 関連事業	100.0	・医薬品の卸売りを行っております。 ・バイタルネットに対し医薬品を販売しております。 ・バイタルネットより医薬品を仕入れております。 ・バイタルネット所有の建物を賃借しております。 ・バイタルネットは仕入債務の保証を行っております。 役員の兼任等・・・有
(株)アグロジャパン	新潟市中央区	90	医薬品 関連事業	55.6	・医薬品の卸売りを行っております。 ・バイタルネットに対し医薬品を販売しております。 ・バイタルネットより医薬品を仕入れております。 ・バイタルネット所有の建物を賃借しております。 ・バイタルネットは仕入債務の保証を行っております。 役員の兼任等・・・有
(株)井上誠昌堂	富山県高岡市	45	医薬品 関連事業	51.1	・医薬品の卸売りを行っております。 ・バイタルネットに対し医薬品を販売しております。 ・バイタルネットより医薬品を仕入れております。 役員の兼任等・・・有
その他8社					

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 (株)バイタルヘルスケアは平成 20 年 4 月 1 日に(株)リードヘルスケア(存続会社)及び(株)ほくやくヘルスケアと合併し、持分比率が減少したことにより、関係会社に該当しなくなりました。

3 バイタルネットは、平成 19 年 5 月 18 日に、持分法適用関連会社であった(株)井上誠昌堂の株式を追加取得し、連結子会社としました。

<持分法適用関連会社>

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(株)宮城登米広域介護サービス	宮城県登米市	40	その他 事業	30.8	・介護サービス業を行っております。 ・バイタルネットより医薬品を仕入れております。 役員の兼任等・・・無
その他3社					

ケーエスケー

[事業の内容]

ケーエスケー・グループは、ケーエスケー、子会社3社及び関連会社1社で構成され、医薬品を中心に医療に関連する商品の販売を主に、以下の事業を行っております。各事業におけるケーエスケー、子会社及び関連会社の位置付け等は次のとおりです。

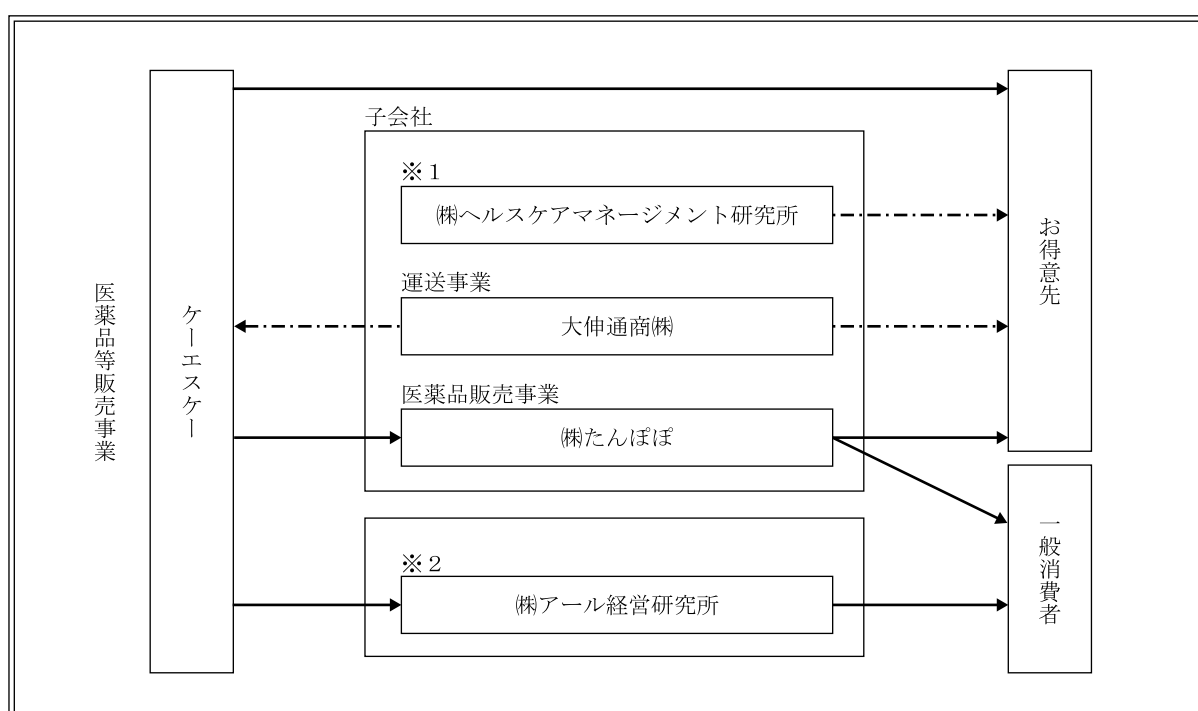
(医薬品等販売事業)

当事業において、ケーエスケーは病院・診療所・調剤薬局等の得意先に対して医薬品・医療関連商品等を卸販売し、㈱たんぼぼは一般消費者及び特別養護老人ホーム等の得意先に対して介護用品・介護機器等の販売及びレンタルを行っております。

(運送事業)

当事業においては、大伸通商㈱がケーエスケーの商品配送業務の一部を請け負っております。また、ケーエスケーの業務以外に一部の製薬メーカーから医薬品の配送を請け負っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



※1 は非連結子会社であります。

※2 は持分法非適用関連会社であります。

————→ 販売

-----→ 用役の提供

[関係会社の状況]

< 連結子会社 >

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(株)たんぽぽ	神戸市 西区	20	医薬品等 販売事業	100.0	・ケーエスケーより介護用品・機器等を仕入れております。 ・ケーエスケーから建物を賃借しております。 役員の兼任等.....無
大伸通商 (株)	神戸市 西区	11	運送事業	100.0	・ケーエスケーより配送業務を受託しております。 ・ケーエスケーから建物を賃借しております。 役員の兼任等.....無

(注) 1 特定子会社に該当する会社はありません。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

< 持分法適用関連会社 >

該当事項はありません。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、バイタルネット及びケーエスケーは、当社の完全子会社となる予定です。前記『(1) - 上場申請会社の企業集団の概要』の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーとの役員の兼任関係等は、前記『(1) - 上場申請会社の概要』の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーと関係会社との取引関係は、前記『(1) - 上場申請会社の企業集団の概要』の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

バイタルネットとケーエスケーは、両社株主総会による承認を前提として、平成 21 年 4 月 1 日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、バイタルネット及びケーエスケーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことについて合意し、平成 20 年 11 月 20 日開催の両社取締役会において株式移転計画を作成しました。

なお、バイタルネットとケーエスケーは、同日付けで、共同株式移転の方法によりバイタルネット及びケーエスケーの完全親会社となる当社を設立して経営統合することに合意する旨の統合契約書を締結しております。

当社は、かかる株式移転計画に基づき、バイタルネットの株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を、ケーエスケーの株式 1 株に対して当社の普通株式 0.81 株をそれぞれ割り当て交付いたします。

当該株式移転計画においては、平成 21 年 1 月 30 日に開催されたバイタルネット及びケーエスケー両社の臨時株主総会において当該株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行いました。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社バイタルネット(本店:宮城県仙台市青葉区大手町 1 番 1 号、以下「甲」という。)と株式会社ケーエスケー(本店:大阪府大阪市中央区本町橋 1 番 20 号、以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、次のとおり、共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第 1 条(株式移転)

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「持株会社」という。)の成立の日において、甲及び乙の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行う。

第 2 条(持株会社の目的等)

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

別紙「株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス定款」(以下「持株会社定款」という。)第 2 条に記載のとおりとする。

(2) 商号

「株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス」とする。

(3) 本店の所在地

本店の所在地は東京都世田谷区とし、本店の所在場所は東京都世田谷区弦巻一丁目 1 番 12 号とする。

(4) 発行可能株式総数

230,000,000 株とする。

2. 前項に記載するもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙持株会社定款に記載のとおりとする。

第 3 条(持株会社の設立時の役員等)

持株会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時取締役 深田 一夫(代表取締役会長)

鈴木 賢(代表取締役社長)

鈴木 淳

村井 泰介

目黒 一也

藤澤 清文

千原 宏之

服部 保

眞鍋 雅昭(社外)

吉村 恭彰(社外)

設立時監査役

茂渡 弘

高橋 誠也(社外)

西村 陽(社外)

設立時会計監査人

監査法人トーマツ

第4条（株式移転に際して交付する持株会社の株式及びその割当て）

1. 持株会社が、株式移転に際して甲及び乙の株主に対して交付するその株式に代わる持株会社の株式の数は、甲が持株会社の成立の日の前日現在発行している株式数から自己株式数を除いた数に1を乗じた数と乙が持株会社成立の日の前日現在発行している株式数から自己株式数を除いた数に0.81を乗じた数の合計に相当する数とする。
2. 持株会社は、株式移転に際して持株会社の成立の日の前日最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求する甲又は乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が、それぞれ株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対し、その所有する株式につき、次の割合にて前項の持株会社の株式を割り当てる。
 - (1) 甲の株式1株につき、持株会社の株式1株
 - (2) 乙の株式1株につき、持株会社の株式0.81株
3. 前2項の計算において1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（持株会社の資本金及び準備金に関する事項）

持株会社の成立の日における資本金の額及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 5,000百万円
- (2) 資本準備金の額 1,250百万円
- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第83条第3号に定める金額
- (4) 利益準備金の額 0円
- (5) その他利益剰余金の額 0円

第6条（持株会社の成立の日）

会社法第925条第6号に従い定める日（以下「登記申請基準日」という。）及び持株会社の設立登記申請の日は、平成21年4月1日とする。ただし、やむを得ない事情により必要な場合には、甲及び乙の合意により登記申請基準日又は設立登記申請の日の双方又は一方を法令の制限の範囲内で変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲及び乙は、平成21年1月30日に、それぞれ株主総会を開催し、本計画の承認及び株式移転に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 前項に定める株主総会の日は、株式移転手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（上場証券取引所）

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

甲及び乙は、持株会社の成立の日までの間において、以下の剰余金の配当を実施することができる。

- (1) 甲による平成20年9月30日最終の甲の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する1株当たり6円を限度とする剰余金の配当
- (2) 甲による平成21年3月31日最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する1株当たり6円を限度とする剰余金の配当
- (3) 乙による平成21年3月31日最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する1株当たり6円を限度とする剰余金の配当

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画の作成後持株会社の成立の日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 12 条（株式移転条件の変更及び株式移転計画の中止）

本計画の作成後持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他本計画作成時に当事者が予見できない事由により甲又は乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じ又は本計画作成時に甲又は乙の財政状態若しくは経営状態に重大な影響を及ぼす事由にして当事者が認識することができないものの存在が明らかとなり、本株式移転の実行に重大な支障となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式移転の条件を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第 13 条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、失効する。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、本計画が甲及び乙の株主総会において承認されないとき。
- (2) 持株会社の成立の日までに、持株会社の設立のため又はその業務を持株会社成立後合理的期間内に開始するために必要となる適用ある法令に定める主務官庁の承認等が得られないとき。

第 14 条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の主旨に従い、甲及び乙が別途協議の上定める。

以上

本計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 11 月 20 日

宮城県仙台市青葉区大手町 1 番 1 号
甲： 株式会社バイタルネット
代表取締役兼社長執行役員 鈴木 賢 ⑩

大阪府大阪市中央区本町橋 1 番 20 号
乙： 株式会社ケーエスケー
代表取締役社長 深田 一夫 ⑩

(別紙)
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 本社は、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスと称し、英文では V I T A L K S K H O L D I N G S , I N C . と表示する。

(目的)

第 2 条 本社は、次の業務を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 医薬品、毒物、劇物、麻薬、試薬、工業薬品、輸血用血液、医薬部外品、その他の化学工業薬品等の販売、製造、加工並びに輸出入
- (2) 医療用消耗品、衣料用繊維製品、衛生材料、衛生雑貨、防疫用薬剤及び資材、酒精含有飲料、飲料品、食品、食品添加物、乳製品、日用雑貨品、香料、化粧品、農薬、動物薬、公害処理剤、農業用資材、肥料、園芸用品、飼料、飼料添加物、種子種苗、農産物、水産食品、畜産食品の販売、製造、加工並びに輸出入
- (3) 医療用機器、医療用具、介護用品、福祉用具、健康用機器、度量衡計量器、写真材料、通信機器、家庭用電気器具、空調機器、理化学機器、事務機器、家具調度品、寝具、スポーツ用品、畜産用機材、畜産プラント用機器、医療用高圧ガス等の販売、修理、レンタル、リース及び保守管理、輸出入並びにそれらの仲介
- (4) 薬局の経営
- (5) 放送業務一般
- (6) 医療関連の映像著作物の企画・配給・貸与及び輸出入
- (7) コンピュータによる受託計算業務、情報の提供
- (8) コンピュータソフトウェアの企画・制作・販売・貸与、輸出入及び保守・運営管理業
- (9) コンピュータハードウェアの開発・販売・貸与・輸出入及び保守・運営管理業
- (10) 情報システムの設計・開発・保守・運営管理及びコンサルティング業
- (11) 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与業務
- (12) 医療及びマルチメディアに関する調査分析及びコンサルティング業務
- (13) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理
- (14) 駐車場の経営
- (15) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務並びに自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業
- (16) 経営コンサルティング業
- (17) 医療機関内における上記(1)及び(3)の物品の管理並びに配送及びこれらの受託
- (18) 医療に関する情報の収集及び提供
- (19) 各種イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業
- (20) 放送番組、広告、宣伝に関する企画、制作業務、広告代理業
- (21) 放送・通信・出版物を利用した通信販売業及びその斡旋並びにその企画
- (22) 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等に関する在宅サービス事業
- (23) 介護保険法にもとづく居宅介護支援事業に関するケアプランの作成及び市町村に対する福祉サービス利用の申請、指定居宅サービス事業者との連絡調整、保険・医療サービス提供機関との契約並びに介護保険施設への紹介業務
- (24) 老人福祉センターの管理運営
- (25) 有料職業紹介事業
- (26) 自動車運送取扱事業
- (27) 倉庫業及び貨物自動車運送業
- (28) 臨床、理化学検査及び衛生試験の受託
- (29) 労働者派遣事業法にもとづく一般労働者及び特定労働者の派遣事業
- (30) 薬剤師、医療医薬品等の営業部員等の人材教育、育成、研修、能力開発の企画及び実施
- (31) 医療保険請求事務の代行並びにこれに関連する教育、研修事業
- (32) 医療機関、薬局向け医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の共同購買受託業務
- (33) 医薬品の試験、検査又は研究に関する助言及び情報の提供
- (34) インターネットを利用した医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の電子商取引及び決済処理の請負

- (35) 特定電子認証業務
 - (36) 家畜の診療、家畜の生産及び販売
 - (37) 建築並びに内装工事の設計、施工、監理、請負及びコンサルティング
 - (38) 防災システムの設計、施工及び付帯機器の貸与並びに販売
 - (39) 産業廃棄物処理機器の設計、制作販売及び資源再利用のコンサルタント業
 - (40) 病院、ビル住居などの施設の害虫駆除、殺菌消毒、清掃作業、給排水設備の洗浄作業等の環境衛生管理の受託業務
 - (41) 水質汚濁の防止業務
 - (42) 宝石、貴金属、装身具の販売及び仲介
 - (43) キノコ類、青果物の栽培の指導及び販売
 - (44) ゴルフ会員権の売買及びその仲介
 - (45) 広告物、出版物、印刷物の企画・制作・販売及び輸出入業務
 - (46) 自動車の販売、賃貸借及び修理
 - (47) 上記各号に附帯関連する一切の事業
- 2 本会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関の設置)

第4条 本会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、230,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 本会社は、取締役会決議によって市場取引等により本会社の株式を取得できる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合において本会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、本会社は前項の請求に応じないことができる。

(株式取扱規程)

第11条 本会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り若しくは買増し、届出の受理その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第13条 本会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 本会社は、前項に定めるもののほか、株主の権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告し、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

(招集の時期)

第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、代表取締役（代表取締役が複数ある場合には取締役会が定めた代表取締役）が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第17条 本会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 本会社は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第 24 条 取締役会は、代表取締役（代表取締役が複数ある場合には取締役会が定めた代表取締役）が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。
 - 3 本会社の取締役会の決議は、取締役（決議につき特別の利害関係を有する取締役を除く。）の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 - 4 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
 - 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

- 第 26 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(相談役及び顧問)

- 第 27 条 本会社は、必要があるときは、取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

- 第 28 条 本会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

- 第 29 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

- 第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役 1 名以上を選定する。

(監査役会)

- 第 32 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。
- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

- 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

- 第 34 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得たうえ、代表取締役が定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第38条 本社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 本社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

第40条 本社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

2 本社は、前項に定める事項の決定を株主総会の決議によっては行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 本社の期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本社はその支払の義務を免れる。

2 前項の未払配当金に対しては、利息を付さない。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 第39条の規定にかかわらず、本社の最初の事業年度は、本社の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第44条 第25条又は第33条の規定にかかわらず、本社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は年額220,000,000円以内とし、監査役の報酬等の額は年額25,000,000円以内とする。

(附則の削除)

第45条 本章の規定は、本社の最初の定時株主総会終結の時をもって、自動的に削除されるものとする。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転に係る割当ての内容

当社は、平成 21 年 4 月 1 日をもって、バイタルネット及びケーエスケーの株主に対して、当社の普通株式を割り当てる予定です。ただし、今後の手続を進める中で止むを得ない状況が生じた場合には、両社協議のうえ、日程その他の事項を変更する場合があります。

かかる株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）は、以下のとおりです。

会社名	バイタルネット	ケーエスケー
株式移転比率	1	0.81

(注) これにより、バイタルネットの株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を、ケーエスケーの株式 1 株に対して当社の普通株式 0.81 株をそれぞれ割り当て交付いたします。ただし、バイタルネット又はケーエスケーの株主に交付しなければならない当社の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対して、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。また、当社の単元株式数は、100 株といたします。

(2) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

バイタルネット及びケーエスケーは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、バイタルネットは株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）を、ケーエスケーは日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に対し、それぞれ今回の経営統合のための株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領しました。

三井住友銀行は、本株式移転の諸条件、統合する両当事会社の企業規模等を分析したうえで、上場会社であるバイタルネットについては市場株価平均法、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定し、非上場会社であるケーエスケーについては類似会社比準法及びDCF法を用いて算定を行いました。各評価の結果は以下のとおりです。以下の株式移転比率の算定レンジは、バイタルネットの普通株式 1 株に対する、ケーエスケーの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	バイタルネット	ケーエスケー	株式移転比率
	市場株価平均法	類似会社比準法	1 : 1.03 ~ 1.55
	類似会社比準法	類似会社比準法	1 : 0.60 ~ 0.93
	DCF法	DCF法	1 : 0.52 ~ 1.08

なお、市場株価平均法では、平成 20 年 11 月 19 日を基準日として、基準日までの 1 か月間の出来高加重平均、3 か月間の出来高加重平均、6 か月間の出来高加重平均の分析を行っています。

三井住友銀行は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

一方、日興コーディアル証券は、両社の株式価値につき多面的に評価を行うこととし、上場会社であるバイタルネットについては市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて算定し、非上場会社であるケーエスケーについては類似上場会社比較法及びDCF法を用いて株式価値を評価のうえ株式移転比率を算定しました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。以下の株式移転比率の算定レンジは、バイタルネットの普通株式1株に対する、ケーエスケーの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	バイタルネット	ケーエスケー	株式移転比率
	市場株価法	類似上場会社比較法	1 : 0.86 ~ 0.88
	類似上場会社比較法	類似上場会社比較法	1 : 0.61 ~ 0.67
	DCF法	DCF法	1 : 0.57 ~ 0.81

なお、市場株価法では、平成20年11月19日を基準日として、「業績予想の修正に関するお知らせ」が開示された平成20年10月29日から基準日までの期間の終値平均、基準日までの直近1週間の終値平均の分析を行っています。

日興コーディアル証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

バイタルネットは、三井住友銀行による株式移転比率の算定結果を参考に、ケーエスケーは、日興コーディアル証券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。

算定の経緯

上記記載のとおり、バイタルネットは三井住友銀行に、ケーエスケーは日興コーディアル証券に、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成20年11月20日付けにて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。

なお、バイタルネット及びケーエスケーは、上記の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率がバイタルネット及びケーエスケーの株主にとり財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得していません。

算定機関との関係

算定機関である三井住友銀行及び日興コーディアル証券は、いずれもバイタルネット又はケーエスケーの関連当事者には該当しません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) バイタルネット

単元未満買増請求

バイタルネットの株式については、単元株式数（100株）に満たない株式を保有する株主による買増請求（その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことをバイタルネットに請求すること）が認められていませんが、当社の株式については、かかる買増請求が認められていません。

株式の買受け

当社の定款には、「本会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を定めることができる。」「本会社は、前項に定める事項の決定を株主総会の決議によって行わない。」旨の定款の定め（以下「分配特別規定」といいます。）が置かれる予定です。これにより、法令に従い分配特別規定が効力を有する限りにおいて、当社による株主との合意による自己の株式の取得（特定の株主からの相対取得を除きます。）は、取締役会によらなければ決定することができません。

これに対して、バイタルネットの定款には、当社の分配特別規定に相当する規定はありません。

なお、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがあるため、市場取引等による自己の株式の取得は取締役会により決定することができます（この点は当社及びバイタルネットについても同様であり、市場取引等による自己の株式の取得は分配特別規定の有効性にかかわらず、取締役会により決定することができます。）。

剰余金の配当

当社では、分配特別規定が法令に従い効力を有する場合、剰余金の配当（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。）は取締役会により決定しなければならず、株主総会の決議によることができません。

これに対して、バイタルネットでは、剰余金の配当について分配特別規定に相当する規定がないため、株主総会の決議によることとなります。

(2) ケーエスケー

譲渡制限の不存在

ケーエスケーの株式を譲渡し又は取得するためにはケーエスケーの取締役会の承認を受けなければなりません。当社の株式の譲渡又は取得について当社の取締役会の承認を受ける必要はありません。

株券不発行

ケーエスケーは、その株式について株券を発行することができ、また、現に発行していますが、当社は、その株式について株券を発行することができません。

単元株式数

ケーエスケーの単元株式数は 1,000 株ですが、当社の単元株式数は 100 株です。

単元未満買増請求

ケーエスケーの株式については、単元株式数（1,000 株）に満たない株式を保有する株主による買増請求（その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことをケーエスケーに請求すること）が認められていませんが、当社の株式については、かかる買増請求が認められています。

株式の買受け

当社の定款には、「本会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を定めることができる。」「本会社は、前項に定める事項の決定を株主総会の決議によって行わない。」旨の定款の定め（以下「分配特別規定」といいます。）が置かれる予定です。これにより、法令に従い分配特別規定が効力を有する限りにおいて、当社による株主との合意による自己の株式の取得（特定の株主からの相対取得を除きます。）は、取締役会によらなければ決定することができません。

これに対して、ケーエスケーの定款には、当社の分配特別規定に相当する規定はありません。

剰余金の配当

当社では、分配特則規定が法令に従い効力を有する場合、剰余金の配当（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。）は取締役会により決定しなければならず、株主総会の決議によることができません。

これに対して、ケーエスケーでは、剰余金の配当について分配特則規定に相当する規定がないため、株主総会の決議によることとなります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 買取請求権の行使の方法

バイタルネット

バイタルネットの株主が、その有するバイタルネットの株式について、会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成 21 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をバイタルネットに通知し、かつ、当該臨時株主総会において本株式移転に係る議案に反対したうえで、バイタルネットによる会社法第 806 条第 3 項の通知又は同条第 4 項の公告（当該臨時株主総会の決議の日（平成 21 年 1 月 30 日）から 2 週間以内）の日から 20 日以内に、当該株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

ケーエスケー

ケーエスケーの株主が、その有するケーエスケーの株式について、会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成 21 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をケーエスケーに通知し、かつ、当該臨時株主総会において本株式移転に係る議案に反対したうえで、ケーエスケーによる会社法第 806 条第 3 項の通知又は同条第 4 項の公告（当該臨時株主総会の決議の日（平成 21 年 1 月 30 日）から 2 週間以内）の日から 20 日以内に、当該株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法

バイタルネット

議決権の行使の方法としては、平成 21 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、書面の郵送またはインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成 21 年 1 月 29 日午後 5 時 30 分までに議決権を行使することが必要となります。

書面の郵送による方法は、上記臨時株主総会に関する臨時株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示し、平成 21 年 1 月 29 日午後 5 時 30 分までに、バイタルネットに到着するよう返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成 21 年 1 月 26 日までに、バイタルネットに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、バイタルネットは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

インターネットによる方法は、議決権行使サイト <http://www.webdk.net> にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成 21 年 1 月 29 日午後 5 時 30 分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、インターネットにより議決権を行使した場合は、議決権行使書用紙を返送した場合でも、インターネットによる登録の内容が議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、議決権を行使した場合は、最後に行った登録の内容が有効な議決権行使として取り扱います。

ケーエスケー

議決権の行使の方法としては、平成 21 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法及び郵送によって議決権を行使する方法があります。ただし、郵送による場合には平成 21 年 1 月 29 日午後 5 時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、上記の行使期限までに住友信託銀行株式会社に到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成 21 年 1 月 26 日までに、ケーエスケーに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ケーエスケーは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

(3) 株式移転によって発行される株券の受取方法

当社の成立の日（平成 21 年 4 月 1 日予定）までに株券電子化制度が導入（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）の施行）されたことを受け、当社は、株券を発行する旨の定款規定を有していない株券不発行会社として成立予定であるため、本株式移転に際して株券は発行されません。したがって、株券の受取に関する特段の手続きは必要ありません。

なお、本株式移転によって発行される株式は、バイタルネット及びケーエスケーの平成 21 年 3 月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して割り当てられるため、本株式移転によって発行される株式の名義株主となるためには、当日までに名簿書換又は振替機関への手続きが必要となります。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(1) 事前備置書類の種類及び概要

本株式移転に関して、平成 21 年 1 月 15 日から、当社の成立の日（平成 21 年 4 月 1 日予定）の後 6 か月を経過する日までの間、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、主として以下の各事項を記載した書面をバイタルネット及びケーエスケーの本店に備え置くこととされています。

バイタルネット

・株式移転計画の内容

平成 20 年 11 月 20 日開催のバイタルネット及びケーエスケーの取締役会において承認された株式移転計画です。

・株式の割当等（会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項）の相当性に関する事項

株式移転計画に定める株式の割当て（株式移転比率）、当社の資本金及び準備金の定めに関する事項の相当性に関する事項です。

・ケーエスケーの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ケーエスケーの平成 20 年 3 月期に係る事業報告、貸借対照表、損益計算書その他の計算書類等です。

・ケーエスケーの会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

ケーエスケーの平成 20 年 3 月期後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項です。

・バイタルネットの会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

バイタルネットの平成 20 年 3 月期後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項です。

ケーエスケー

・株式移転計画の内容

平成 20 年 11 月 20 日開催のバイタルネット及びケーエスケーの取締役会において承認された株式移転計画です。

・株式の割当等（会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項）の相当性に関する事項

株式移転計画に定める株式の割当て（株式移転比率）、当社の資本金及び準備金の定めに関する事項の相当性に関する事項です。

・バイタルネットの最終事業年度に係る計算書類等の内容

バイタルネットの平成 20 年 3 月期に係る事業報告、貸借対照表、損益計算書その他の計算書類等です。

・バイタルネットの会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

バイタルネットの平成 20 年 3 月期後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項です。

・ケーエスケーの会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

ケーエスケーの平成 20 年 3 月期後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項です。

(2) 事前備置書類の閲覧方法

上記の事前備置書類は、それぞれバイタルネット又はケーエスケーの本店で閲覧することができます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成20年11月20日（木）	株式移転計画作成・統合契約締結承認取締役会	（両社）
平成20年11月20日（木）	株式移転計画作成・統合契約締結	（両社）
平成20年11月20日（木）	臨時株主総会基準日公告	（ケーエスケー）
平成20年11月21日（金）	臨時株主総会基準日公告	（バイタルネット）
平成20年12月5日（金）	臨時株主総会基準日	（両社）
平成21年1月30日（金）	株式移転計画承認臨時株主総会	（両社）
平成21年3月26日（木）（予定）	バイタルネット上場廃止日	（バイタルネット）
平成21年4月1日（水）（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	
平成21年4月1日（水）（予定）	当社株式上場日	

(注) 上記の日程は、今後手続きを進める中でやむを得ない状況が生じた場合には、両社協議のうえ変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

バイタルネット

バイタルネットの株主が、その有するバイタルネットの株式について、会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成 21 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をバイタルネットに通知し、かつ、当該臨時株主総会において本株式移転に係る議案に反対したうえで、バイタルネットによる会社法第 806 条第 3 項の通知又は同条第 4 項の公告（当該臨時株主総会の決議の日（平成 21 年 1 月 30 日）から 2 週間以内）の日から 20 日以内に、当該株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

ケーエスケー

ケーエスケーの株主が、その有するケーエスケーの株式について、会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成 21 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をケーエスケーに通知し、かつ、当該臨時株主総会において本株式移転に係る議案に反対したうえで、ケーエスケーによる会社法第 806 条第 3 項の通知又は同条第 4 項の公告（当該臨時株主総会の決議の日（平成 21 年 1 月 30 日）から 2 週間以内）の日から 20 日以内に、当該株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

1 当社の財務情報

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、バイタルネット及びケーエスケーの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」「経常利益」「当期純利益」を単純に合算すると、以下のとおりとなります。「売上高」「経常利益」「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことが困難であり、また、単純に合算を行った場合、投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

なお、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。

売上高	(百万円)	524,182
経常利益	(百万円)	6,933
当期純利益	(百万円)	3,250

2 組織再編成対象会社の財務情報

当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケー（組織再編成対象会社）の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下に記載のとおりです。

(1) バイタルネットの主要な経営指標等（連結経営指標等）

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (百万円)	246,151	249,051	258,139	262,396	282,817
経常利益 (百万円)	2,054	532	1,149	2,962	3,702
当期純利益 (百万円)	758	200	447	1,071	1,309
純資産額 (百万円)	35,759	35,211	36,199	36,641	36,505
総資産額 (百万円)	122,959	123,666	127,778	135,721	134,844
1株当たり純資産額 (円)	904.86	899.43	896.18	916.93	914.12
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.10	5.09	11.42	26.66	32.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	29.1	28.5	28.3	26.8	26.9
自己資本利益率 (%)	2.13	0.56	1.25	2.95	3.60
株価収益率 (倍)	46.08	157.10	66.10	31.28	20.09
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,818	994	4,241	10,007	4,739
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	618	1,759	3,610	4,347	4,719
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,385	955	382	1,172	2,537
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,218	11,017	12,031	16,518	13,961
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	2,172 〔556〕	2,103 〔586〕	2,104 〔673〕	2,044 〔640〕	2,219 〔743〕

- (注) 1 第56期までについて、一部の連結子会社を除き、売上高には消費税等は含まれておりません。第57期、第58期及び第59期について、売上高には消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 3 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 4 バイタルネットは、平成19年5月18日に持分法適用関連会社であった(株)井上誠昌堂の株式を追加取得し、連結子会社としております。
- 5 純資産額の算定にあたり、第58期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(2) ケーエスケーの主要な経営指標等（連結経営指標等）

回次	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期
決算年月	平成 16 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月
売上高 (百万円)	234,981	231,957	240,090	241,366	241,364
経常利益 (百万円)	2,745	1,194	2,205	4,205	3,230
当期純利益 (百万円)	1,718	675	923	2,304	1,941
純資産額 (百万円)	12,979	13,971	16,004	18,659	19,161
総資産額 (百万円)	107,078	109,541	109,847	119,658	108,854
1 株当たり純資産額 (円)	488.66	526.15	602.14	702.91	721.94
1 株当たり当期純利益 (円)	64.62	25.35	34.04	86.81	73.14
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.1	12.8	14.6	15.6	17.6
自己資本利益率 (%)	14.9	5.0	6.2	13.3	10.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,913	2,101	2,242	9,574	7,399
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	746	651	86	419	2,344
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,192	987	860	859	360
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,517	7,990	9,459	18,593	8,489
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕 (名)	1,712 〔250〕	1,664 〔272〕	1,668 〔296〕	1,619 〔333〕	1,636 〔355〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第 45 期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）を適用しております。
3 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。
4 ケーエスケー株式は非上場のため株価収益率は記載しておりません。
5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

第 3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、『第一部 組織再編成に関する情報 - 第2 統合財務情報』をご参照ください。

2【沿革】

年月日	事項
平成20年11月20日	バイタルネットとケーエスケーとは、株主総会の承認を前提として、株式移転の方法により共同で持株会社（当社）を設立することに関して、「株式移転計画」を作成し、経営統合に関する「統合契約」を締結しました。
平成21年1月30日	バイタルネット及びケーエスケーの臨時株主総会において、株式移転の方法により共同で当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議しました。
平成21年4月1日	バイタルネット及びケーエスケーが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの沿革については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出/ケーエスケー：平成20年6月27日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、当社グループ全体の最適化を図るための、企画・運営・管理及び当社グループ全体の経営統括並びにそれに付随する事業を行う予定です。

なお、当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーの事業の内容は、以下のとおりです。

(1) バイタルネット

バイタルネット・グループ（バイタルネット及びバイタルネットの関係会社）は、バイタルネット、子会社15社及び関連会社5社（平成20年9月30日現在）により構成され、医薬品関連事業及びその他事業の2部門に係る事業を主として行っており、医薬品関連事業では医薬品等の製造業・卸売業・小売業及び運送業、その他事業では介護サービス業、医療機関に対するコンサルティング業、損害保険代理業、不動産斡旋業、駐車場業等の事業活動を行っています。

(2) ケーエスケー

ケーエスケー・グループは、ケーエスケー、子会社3社及び関連会社1社（平成20年9月30日現在）で構成され、医薬品を中心に医療に関連する商品の販売を主に、以下の事業を行っています。各事業におけるケーエスケー、子会社及び関連会社の位置付け等は次のとおりです。

（医薬品等販売事業）

当事業において、ケーエスケーは病院・診療所・調剤薬局等の得意先に対して医薬品・医療関連商品等を卸販売し、㈱たんぼぼは一般消費者及び特別養護老人ホーム等の得意先に対して介護用品・介護機器等の販売及びレンタルを行っています。

（運送事業）

当事業においては、大伸通商㈱がケーエスケーの商品配送業務の一部を請け負っております。また、ケーエスケーの業務以外に一部の製薬メーカーから医薬品の配送を請け負っております。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありません。

なお、当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーの関係会社の状況については、『第一部 組織再編成に関する情報 - 第1【組織再編成の概要】 - 1【組織再編成の目的等】』に記載の『2. -

(1) 上場申請会社の企業集団の概要』をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において従業員はおりません。
 なお、当社設立後における従業員の雇用その他の状況については未定です。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーの従業員の状況は、以下のとおりです。

バイタルネット（連結）

平成20年9月30日現在	
事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品関連事業	
医療用医薬品	1,588 〔571〕
一般用医薬品	160 〔43〕
その他	195 〔49〕
その他事業	69 〔127〕
全社(共通)	179 〔8〕
合計	2,191 〔798〕

(注) 1 従業員数は就業人員数（バイタルネット・グループからグループ外への出向者を除き、嘱託契約の従業員を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2 臨時従業員には、パートタイマーの人員数を記載しています。

ケーエスケー（連結）

平成20年9月30日現在	
事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品等販売事業	1,579 〔387〕
運送事業	45
全社(共通)	40
合計	1,664 〔387〕

(注) 1 従業員数は、ケーエスケー・グループからケーエスケー・グループ外への出向者を除き、ケーエスケー・グループ外からケーエスケー・グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の第47期中間連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び派遣社員を含んでおります。

4 全社（共通）として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

該当事項はありません。

バイタルネット

バイタルネット・グループにおいて、バイタルネット及び(株)バイタルケアにはバイタルネット労働組合が組織（平成 20 年 9 月 30 日現在、組合員数 951 人）されており、所属団体には属していません。また、労使関係は円満に推移しております。

なお、(株)バイタルケア以外の連結子会社には組合組織はありません。

ケーエスケー

ケーエスケー・グループにおいて、ケーエスケーにはケーエスケー労働組合が組織（平成 20 年 9 月 30 日現在、組合員数 1,340 人）されており、所属団体には属していません。また、労使関係は円満に推移しております。

なお、ケーエスケー以外の連結子会社には組合組織はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの業績等の概要については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出／ケーエスケー：平成20年6月27日提出）及びケーエスケーの半期報告書（平成20年12月26日提出）並びにバイタルネットの四半期報告書（平成20年8月12日及び同年11月13日提出）に記載のとおりです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出／ケーエスケー：平成20年6月27日提出）及びケーエスケーの半期報告書（平成20年12月26日提出）並びにバイタルネットの四半期報告書（平成20年8月12日及び同年11月13日提出）に記載のとおりです。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出／ケーエスケー：平成20年6月27日提出）及びケーエスケーの半期報告書（平成20年12月26日提出）並びにバイタルネットの四半期報告書（平成20年8月12日及び同年11月13日提出）に記載のとおりです。

4【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されていないため該当事項はありませんが、本株式移転によりバイタルネット及びケーエスケーの完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなることが想定されます。バイタルネット及びケーエスケーの事業等のリスクを踏まえた当社の事業に係るリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本報告書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び米国証券法上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服しています。そのため、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず又は全く実現しない可能性があります。

かかる事態が発生した場合には、当社グループ又はバイタルネット・グループ若しくはケーエスケー・グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

なお、統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・共同仕入体制の構築遅延、顧客又は取引先との関係の悪化、対外的信用の低下、マーケティング戦略の不統一その他様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・重複する顧客又は仕入先、本部機構、財務・情報システムの統合等を始めとする業務の効率性向上策・コスト削減策を実現できないことにより、期待通りの業務の効率性向上・コスト削減が実現できない可能性

(2) バイタルネットの事業等に関するリスク

バイタルネットの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

医療保険制度改革について

政府は、医療保険財政の悪化に伴い、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現など、医療費抑制に向けた医療保険制度改革に取り組んでおります。その内容によっては、事業環境の変化ヘスピーディーに対応する必要があります。

特有の法的規制等に係るもの

バイタルネット・グループは、医薬品卸売業として医薬品及びその関連商品を医療機関、薬局等に販売しております。また、医薬品小売業として医薬品及び関連商品を一般消費者に販売しております。そのため、主に薬事法の規定により各事業所が所管の都道府県の知事から必要な許可、登録、指定及び免許を受け、あるいは監督官公庁に届出の後、販売活動を行っております。従いまして、法令に抵触した場合、資格停止等の行政処分が下りバイタルネット・グループの活動が制限される可能性があります。

薬価基準について

バイタルネット・グループの主要な取扱商品である医療用医薬品は薬価基準に記載されております。薬価基準は保険医療で使用できる医薬品の範囲と使用した医薬品の請求価格を定めたものです。従いまして、薬価基準は販売価格の上限として機能しております。

得意先の仕入体制の変化に関するリスク

複数の医療機関による医薬品の共同購入や小売店のグループ化による購入窓口の首都圏への集約など、バイタルネット・グループの得意先の一部にはコスト削減や事業効率化などを目的とした仕入方法を変更する動きがあります。

納入価格に関するリスク

バイタルネット・グループは販売において常に適正価格での納入を維持する努力をしておりますが、競合他社の地域戦略などを要因とした過度の価格競争が発生する可能性があります。

重要な訴訟事件

宮城県内における医療用医薬品販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、平成13年12月3日、バイタルネットは他の医薬品卸売業者と共に公正取引委員会から排除勧告を受け、平成15年2月10日に課徴金納付命令を受けました。しかし、バイタルネットはこの納付命令を不服として審判手続の開始を請求し、平成15年4月16日に審判手続が開始されましたが、平成19年12月4日に審決が出され、196百万円の課徴金納付命令を受けました。バイタルネットはこの審決に対しまして、その取り消しを求めて平成19年12月27日に東京高等裁判所に訴状を提出し、平成20年6月より裁判が開始されております。

なお、当該課徴金納付命令金額196百万円については、平成15年3月期に特別損失に計上しておりますので、当連結会計年度の業績に与える影響はありません。

この事案に関連し、上記課徴金納付命令を受けた10社に対しまして、宮城県、仙台市、古川市(現大崎市)から、総額215百万円の損害賠償訴訟の提起を受け、現在も係争中であります。なお、宮城県からの損害賠償請求金額のうち、販売構成比からバイタルネットの負担分と試算される額11百万円(遅延損害金含む。)については、平成17年3月期の特別損失として計上しております。仙台市からの損害賠償請求金額のうち、バイタルネットに対する請求額39百万円(遅延損害金含む。)については、平成18年3月期の特別損失に計上しております。同様に、古川市(現大崎市)からの損害賠償請求金額のうち、バイタルネットに対する請求額26百万円(遅延損害金含む。)については、平成18年3月期の特別損失に計上しております。

貸倒引当金によるリスク

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金に計上しております。そのため、今後の得意先の財務状態の悪化等により、回収可能性が見込まれない場合は追加引当が必要となります。

投資有価証券所有によるリスク

バイタルネット・グループは取引関係維持等のために取引メーカーの株式等を所有しております。時価のある株式については、個別銘柄毎に当連結会計年度末の市場価格と取得原価とを比較し、下落率が50%以上の銘柄については全て減損処理を行い、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%未満の範囲で推移した銘柄、または、下落率が30%以上50%未満で株式の発行会社が債務超過の状態である銘柄については、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

減損会計によるリスク

固定資産の減損会計は、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とすることとされています。このため、バイタルネット・グループの事業用資産が減損会計適用の検討対象となり、市場環境の悪化等の要因によりバイタルネットの事業所において営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスになった場合や、保有する固定資産の市場価格が著しく下落した場合など、固定資産の減損会計の適用により特別損失の計上が必要となります。

なお、上記の記載事項は、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。バイタルネット・グループの事業等に関するリスクを全て網羅するものではないことにご留意下さい。

(3) ケーエスケーの事業等に関するリスク

ケーエスケーの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

法的規制について

ケーエスケー・グループは医薬品卸を主たる事業としておりますが、薬事法及び関連諸法規等の規制の下に、医薬品の販売、管理を行い、所轄の都道府県知事の認可、登録、指定及び免許を受け、また監督官庁への届出を行っております。監督官庁の許認可の状況によりケーエスケー・グループの経営成績に影響を与えることがあります。

その主な内容は、以下のとおりであります。

許可・免許	所管官庁等	関連する法令	有効期限
医薬品販売業許可	都道府県知事	薬事法第24条	6年
販売先等変更許可	都道府県知事	薬事法第26条	-
覚せい剤原料取扱者指定	都道府県知事	覚せい剤取締法第30条の2	4年を経過した年の12月31日
毒物劇物一般販売業登録	都道府県知事	毒物及び劇物取締法第4条	6年
麻薬卸売業者免許	都道府県知事	麻薬及び向精神薬取締法第3条	翌年の12月31日
特定麻薬等原料卸小売業者	都道府県知事	麻薬及び向精神薬取締法第50条の27	-
高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可	都道府県知事	薬事法第39条	6年

「現在、当該免許及び許認可等が取り消しとなる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により当該免許及び許認可等が取り消しとなる事由が発生した場合、ケーエスケー・グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。」

医療保険制度の改正について

ケーエスケー・グループの主要取扱商品である医療用医薬品は、薬価基準に収載されております。薬価基準は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」として厚生労働大臣が告示するものであり、医療保険で使用できる医薬品の範囲と医療機関が使用した医薬品の請求価格を定めたものであります。従って、この薬価基準は販売価格の上限として機能しております。

薬価基準は医薬品の実勢納入価格を薬価に反映させることを目的に2年毎に改定され、大半の医薬品が引き下げられております。このため、ケーエスケー・グループの経営成績は、薬価改定後の販売価格低下等の影響を受けることがあります。また、政府は保険財政の悪化に伴い医療保険制度の抜本的な改革を予定しており、その内容によっては薬価基準の改定とともにケーエスケー・グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

特有の商習慣について

医薬品が生命関連性の商品であり、安定的かつ継続的な供給を必要とすることから、納入価格未決のまま医療機関等に仮納入したり、また医療機関等が暫定払いをするなどの取引慣行があります。価格未決状態が長引くことにより債権回収の長期化や納入価格の下落を来すなどケーエスケー・グループの経営成績に影響を与えることがあります。

システムトラブルについて

医薬品卸売事業は医薬分業の進展に伴い、販売データが少量多頻度傾向にありコンピュータシステムによる情報処理に依存しております。このためシステムトラブル（ハード機器の突発的障害やコンピュータウィルスの侵入等）により情報処理機能が停止した時は、ケーエスケー・グループの販売及び物流機能に多大な影響を及ぼす可能性があります。

割戻金及び販売奨励金について

医薬品業界では医薬品メーカーから医薬品卸に一定期間を設けて割戻金および販売奨励金が支払われます。割戻金は仕入金額等に対して各条件に基づく割戻率により、また販売奨励金は販売数量、納入件数等により各々支払われます。これらは設定条件の達成度により売上総利益に影響しケーエスケー・グループの経営成績に影響を与えることがあります。

公的医療機関の医薬品購入手続の変化について

公的医療機関の独立採算化により独立行政法人国立病院機構は医薬品購入手続を従来の個別病院単位から共同入札方式へと変化させており、他の公的病院グループにも共同入札方式は広がる様相を見せております。共同入札方式は購入規模の増大により医薬品納入価格を低下させる恐れがありケーエスケー・グループの経営成績に影響を与えることがあります。

債権管理について

ケーエスケー・グループは、医療機関や調剤薬局を主な取引先としておりますが、医療費抑制策等の医療保険制度改革は取引先の経営にも影響を及ぼすことが考えられます。取引においては取引契約書の締結に努め、与信管理を徹底し、今後とも債権管理を強化してまいります。予測不能な事態が発生した場合には売上債権の回収に支障を来し、ケーエスケー・グループの経営成績に影響を与えることがあります。

代表取締役並びに元代表取締役との取引

仕入先に対する債務被保証

ケーエスケーは、主要仕入先である医薬品メーカーとの交渉の結果、ケーエスケーの仕入債務について代表取締役らが連帯保証することがあり、平成 20 年 3 月期における当該連帯保証の状況は以下のとおりであります。

- ・ケーエスケーの代表取締役社長の深田一夫は、ケーエスケーの主要仕入先である医薬品メーカー 3 社に対するケーエスケーの仕入債務について連帯保証しております(平成 20 年 3 月期の債務被保証残高は 56 億 31 百万円)。
- ・ケーエスケーの元相談役藤井邦夫(ケーエスケーの元代表取締役会長)は、ケーエスケーの主要仕入先である医薬品メーカー 1 社に対するケーエスケーの仕入債務について連帯保証しております(平成 20 年 3 月期の債務被保証残高は 29 億 94 百万円)。なお、ケーエスケーは、上記 2 名に対して保証料は支払っておりません。

顧問料の支払

ケーエスケーは、経営面における適時適切な助言を得ることを目的に、「相談役・顧問に関する内規」に基づき、相談役藤井邦夫及び相談役高井國博に対して顧問料 13 百万円を支払っております。なお、ケーエスケーの元相談役藤井邦夫、ケーエスケーの元相談役高井國博は平成 20 年 3 月 20 日付けで退職しております。

その他のリスク

上記の他に、個人情報漏洩に関するリスク、訴訟に関するリスク、自然災害発生に関するリスク等が考えられます。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書(バイタルネット：平成 20 年 6 月 27 日提出/ケーエスケー：平成 20 年 6 月 27 日提出)及びケーエスケーの半期報告書(平成 20 年 12 月 26 日提出)並びにバイタルネットの四半期報告書(平成 20 年 8 月 12 日及び同年 11 月 13 日提出)に記載のとおりです。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの研究開発活動については、両社の有価証券報告書(バイタルネット：平成 20 年 6 月 27 日提出/ケーエスケー：平成 20 年 6 月 27 日提出)及びケーエスケーの半期報告書(平成 20 年 12 月 26 日提出)並びにバイタルネットの四半期報告書(平成 20 年 8 月 12 日及び同年 11 月 13 日提出)に記載のとおりです。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの財政状態及び経営成績の分析については、両社の有価証券報告書(バイタルネット：平成 20 年 6 月 27 日提出/ケーエスケー：平成 20 年 6 月 27 日提出)及びケーエスケーの半期報告書(平成 20 年 12 月 26 日提出)並びにバイタルネットの四半期報告書(平成 20 年 8 月 12 日及び同年 11 月 13 日提出)に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出/ケーエスケー：平成20年6月27日提出）及びケーエスケーの半期報告書（平成20年12月26日提出）並びにバイタルネットの四半期報告書（平成20年8月12日及び同年11月13日提出）に記載のとおりです。

2【主要な設備の状況】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出/ケーエスケー：平成20年6月27日提出）及びケーエスケーの半期報告書（平成20年12月26日提出）並びにバイタルネットの四半期報告書（平成20年8月12日及び同年11月13日提出）に記載のとおりです。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるバイタルネット及びケーエスケーの平成20年9月30日現在における設備の新設・除却等の計画は以下のとおりです。

バイタルネット

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
バイタル ネット	八戸支店 (青森県八戸市)	医薬品 関連事業	土地購入及 び社屋新築	484	44	自己資金	平成20年 10月	平成21年 3月	(注) 2

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 老朽化対応によるものであり、能力の増減はありません。なお、新築後に残る旧八戸支店事務所の帳簿価額37百万円については、前連結会計年度に固定資産除却損として特別損失に計上しております。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

ケーエスケー

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
ケーエス ケー	京都物流センター (宇治市横島町)	医薬品等 販売事業	物流設備	1,206	-	自己資金	平成20年 7月	平成21年 10月	営業用設備 のため該当 はありません。
	枚方支店 (枚方市伊加賀緑町)		営業用設備	688	-	自己資金	平成20年 10月	平成21年 11月	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成21年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	61,226,566 (予定)(注)1	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株(注)2 権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。
計	61,226,566 (予定)(注)1	-	-

(注)1 バイタルネットの発行済株式総数 39,730,364 株(平成20年12月5日時点)及びケーエスケーの発行済株式総数 26,540,635 株(平成20年12月5日時点)に基づいて記載しております。ただし、バイタルネット及びケーエスケーは、本株式移転の効力発生日の前日時点で保有している自己株式の消却を予定しているため、上記の算出において、バイタルネットが保有する自己株式 1,712 株(平成20年12月5日時点)を除外しています(ケーエスケーは平成20年12月5日時点で自己株式を保有しておりません。)。なお、バイタルネット及びケーエスケーは、平成20年12月5日以降、本株式移転の効力発生日の前日までに取得した自己株式について、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成 21 年 4 月 1 日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成 21 年 4 月 1 日	61,226,566 (予定)(注)	61,226,566 (予定)(注)	5,000	5,000	1,250	1,250

(注) バイタルネットの発行済株式総数 39,730,364 株(平成 20 年 12 月 5 日時点)及びケーエスケーの発行済株式総数 26,540,635 株(平成 20 年 12 月 5 日時点)に基づいて記載しております。ただし、バイタルネット及びケーエスケーは、本株式移転の効力発生日の前日時点で保有している自己株式の消却を予定しているため、上記の算出において、バイタルネットが保有する自己株式 1,712 株(平成 20 年 12 月 5 日時点)を除外しています(ケーエスケーは平成 20 年 12 月 5 日時点で自己株式を保有しておりません。)

なお、バイタルネット及びケーエスケーは、平成 20 年 12 月 5 日以降、本株式移転の効力発生日の前日までに取得した自己株式について、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	-	42	24	168	71	-	4,412	4,717	-
所有株式数 (単元)	-	40,004	2,109	222,018	16,299	-	331,047	611,477	78,866
所有株式数 の割合(%)	-	6.54	0.34	36.31	2.67	-	54.14	100.00	-

(注) 平成 20 年 12 月 5 日現在のバイタルネット及びケーエスケーの株式の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。また、株主数は、大株主の上位 100 名該当者についてのみ名寄せして算定しております。

(6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号	3,691	6.03
鈴木 彦治	仙台市青葉区	2,810	4.59
田辺三菱製薬株式会社	大阪府中央区道修町3丁目2番10号	2,655	4.34
有限会社鈴彦	仙台市青葉区錦町2丁目4番60号	2,182	3.56
ケーエスケー従業員持株会	大阪府中央区本町橋1番20号	2,133	3.48
大日本住友製薬株式会社	大阪府中央区道修町2丁目6番8号	1,449	2.37
鈴木 淳	新潟市中央区	1,253	2.05
鈴木 賢	仙台市青葉区	1,163	1.90
村井 研一郎	岩手県盛岡市	1,132	1.85
鈴木 定子	新潟市中央区	1,081	1.77
計		19,553	31.94

(注) 平成20年12月5日現在のバイタルネット及びケーエスケーの株式の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,147,700	611,477	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 78,866		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	61,226,566		
総株主の議決権		611,477	

(注) 平成 20 年 12 月 5 日現在のバイタルネット及びケーエスケーの株式の状況に基づき、バイタルネット及びケーエスケーがそれぞれ保有する自己株式(バイタルネット:1,712 株、ケーエスケー:0 株)を減じ、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。株式移転比率は、バイタルネットの株式 1 株につき、当社の株式 1 株を、ケーエスケーの株式 1 株につき、当社の株式 0.81 株を割り当てることとします。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成 21 年 4 月 1 日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため未定です。また、最近事業年度の配当決定にあたっての考え方につきましては、当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成 21 年 4 月 1 日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年 3 月 31 日、中間配当については毎年 9 月 30 日である旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において最近5年間の事業年度別最高・最低株価はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの最近5年間の事業年度別最高・最低株価については、以下のとおりです。

バイタルネット

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	916	890	823	899	845
最低(円)	725	641	707	610	530

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

ケーエスケー

ケーエスケーの株式は非上場株式会社であるため、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において最近6月間の月別最高・最低株価はありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの最近6月間の月別最高・最低株価については、以下のとおりです。

バイタルネット

月別	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	745	727	696	495	715
最低(円)	666	660	342	418	427

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

ケーエスケー

ケーエスケーの株式は非上場株式会社であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

平成 21 年 4 月 1 日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するバイタルネットの株式数 (2) 所有するケーエスケーの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役 会長		深田 一夫	昭和22年 1月19日 生	昭和40年 3月 大協薬剤(株)入社 平成 5年 4月 (株)シンエー 人事部長 平成 8年 6月 同社取締役 平成11年10月 ケーエスケー取締役 同社社長室長兼関連事業部長 平成14年 1月 同社代表取締役社長(現任)	(注)3	(1) - 株 (2) 50,960株 (3) 41,277株
代表取締役 社長		鈴木 賢	昭和23年 6月11日 生	昭和49年 2月 (株)鈴彦(現バイタルネット)入社 昭和55年 5月 同社取締役 昭和58年 4月 サンエス(株)(現バイタルネット)常務取締役営業部長 昭和62年10月 同社専務取締役 昭和63年 6月 同社代表取締役専務 平成 2年 4月 同社代表取締役副社長 平成 6年 4月 同社代表取締役社長 平成11年 6月 (株)ほくやく取締役 平成12年 6月 (株)アステム取締役(現任) 平成17年 6月 バイタルネット代表取締役兼社長執行役員(現任) 平成18年 9月 (株)ほくやく・竹山ホールディングス取締役(現任)	(注)3	(1) 1,163,622株 (2) - 株 (3) 1,163,622株
取締役		鈴木 淳	昭和22年 1月12日 生	昭和44年 4月 (株)鈴木商店入社 昭和53年 5月 (株)二チエー取締役 昭和57年 5月 同社常務取締役 平成 2年 6月 同社代表取締役社長 平成13年 1月 バイタルネット代表取締役会長(現任) 平成17年 6月 同社CSR(企業の社会的責任)担当(現任)	(注)3	(1) 1,253,200株 (2) - 株 (3) 1,253,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するバイタルネットの株式数 (2) 所有するケーエスケーの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		村井 泰介	昭和29年4月1日生	昭和51年4月 エーザイ(株)入社 昭和62年4月 サンエス(株)(現バイタルネット)入社 平成元年10月 同社経営企画室長 平成2年6月 同社取締役 平成6年4月 同社地区統括担当 平成6年6月 同社常務取締役 平成8年4月 同社営業本部長 平成9年4月 同社専務取締役 平成17年6月 バイタルネット営業担当兼渉外担当兼IR担当 平成18年6月 同社取締役副社長(現任) 平成18年6月 同社社長補佐兼渉外担当兼IR担当(現任)	(注)3	(1) 105,200株 (2) -株 (3) 105,200株
取締役		目黒 一也	昭和17年3月1日生	昭和40年3月 (株)鈴彦商店(現バイタルネット)入社 平成8年4月 サンエス(株)(現バイタルネット)医薬部長 平成8年6月 同社取締役 平成10年7月 同社医薬営業事業部長 平成13年1月 バイタルネット東北医薬営業事業部長 平成14年4月 同社医薬営業事業部長 平成15年6月 同社常務取締役 平成15年7月 同社エリア営業統括部長 平成17年6月 同社執行役員営業本部長(現任) 平成18年6月 同社取締役(現任)	(注)3	(1) 10,500株 (2) -株 (3) 10,500株
取締役		藤澤 清文	昭和24年7月1日生	昭和53年3月 武村商事(株)入社 昭和60年7月 同社営業部副部長 昭和61年7月 同社取締役 平成2年5月 同社代表取締役社長 平成9年4月 (株)シンエー代表取締役副社長 平成11年10月 ケーエスケー専務取締役 同社第二営業本部長 平成14年6月 同社常務取締役(現任) 平成18年11月 同社経営企画室長 平成19年7月 同社経営企画室長兼IR・広報部長 平成20年6月 同社経営企画室長(現任)	(注)3	(1) -株 (2) 396,444株 (3) 321,119株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するバイタルネットの株式数 (2) 所有するケーエスケーの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		千原 宏之	昭和21年11月21日生	昭和45年1月 (株)大協入社 平成10年2月 (株)シンエー営業本部企画推進部長兼兵庫営業部営業推進部長 平成10年6月 同社取締役 平成11年10月 ケーエスケー取締役 同社企画推進部長 平成13年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社取締役(現任) 平成15年4月 同社医薬営業副本部長 平成20年4月 同社医薬営業本部長(現任)	(注)3	(1) -株 (2) 20,444株 (3) 16,559株
取締役		服部 保	昭和26年4月26日生	昭和50年4月 (株)太陽神戸銀行入社 平成13年4月 (株)三井住友銀行岡山法人営業部長 平成15年5月 ケーエスケーへ出向 平成15年6月 同社執行役員 同社経理部長(現任) 平成16年3月 同社入社 平成16年6月 同社取締役(現任)	(注)3	(1) -株 (2) -株 (3) -株
取締役(社外)		眞鍋 雅昭	昭和17年11月27日生	昭和40年4月 (株)一の眞鍋五郎薬局(現(株)ほくやく)入社 昭和46年10月 同社取締役 昭和48年10月 同社常務取締役 昭和52年4月 同社専務取締役 昭和59年9月 同社代表取締役専務 昭和62年9月 同社代表取締役副社長 平成3年4月 同社代表取締役社長 平成11年6月 バイタルネット取締役(現任) 平成13年6月 (株)アステム取締役(現任) 平成15年6月 (株)ほくやく代表取締役社長執行役員(現任) 平成18年9月 (株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長 平成19年7月 (株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長執行役員(現任)	(注)3	(1) 4,200株 (2) -株 (3) 4,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するバイタルネットの株式数 (2) 所有するケーエスケアの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役 (社外)		吉村 恭彰	昭和28年10月17日生	昭和55年7月 吉村薬品(株) (現(株)アステム) 入社 昭和61年6月 同社取締役 昭和62年6月 同社常務取締役 平成元年6月 同社専務取締役 平成3年6月 同社代表取締役副社長 平成6年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成9年5月 (株)ダイコー沖縄代表取締役会長(現任) 平成10年4月 (株)アステムヘルスケア(現(株)リードヘルスケア) 代表取締役会長(現任) 平成11年5月 (株)サン・ダイコー代表取締役会長(現任) 平成12年6月 サンエス(株) (現バイタルネット) 取締役(現任) 平成13年6月 (株)ほくやく取締役 平成17年11月 (株)葦の会代表取締役社長(現任) 平成18年9月 (株)ほくやく・竹山ホールディングス取締役(現任)	(注)3	(1) 4,200株 (2) -株 (3) 4,200株
監査役		茂渡 弘	昭和13年6月1日生	昭和36年4月 武田薬品工業(株)入社 平成5年7月 同社医薬営業本部仕入品部長 平成8年5月 サンエス(株) (現バイタルネット) 入社 社長付部長 平成8年6月 同社取締役 平成9年4月 同社常務取締役営業副本部長 平成14年4月 同社管理本部長 平成14年6月 同社専務取締役 平成14年6月 鈴彦総業(株) (現(株)バイタルエージェンシー) 代表取締役社長 平成14年7月 バイタルネット管理本部長兼関係会社担当兼渉外担当 平成16年6月 同社管理本部長兼関係会社担当兼渉外担当兼監査室長 平成17年6月 同社常勤監査役(現任)	(注)4	(1) 11,800株 (2) -株 (3) 11,800株
監査役 (社外)		高橋 誠也	昭和38年12月14日生	平成8年4月 弁護士登録、勅使河原協同法律事務所入所 平成14年4月 狩野・高橋法律事務所(現みらい法律事務所) 入所(現任)	(注)4	(1) -株 (2) -株 (3) -株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するバイタルネットの株式数 (2) 所有するケーエスケアの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
監査役 (社外)		西村 陽	昭和24年 1月29日 生	昭和46年 4月 近畿日本鉄道(株)入社 昭和63年 5月 等松青木監査法人社員 平成 6年 6月 公認会計士西村陽事務所 代表(現任) 平成 6年 7月 シー・ウィングコンサル ティング(株)代表取締役社 長 平成16年 6月 ケーエスケー監査役(現 任) 平成18年 5月 シー・ウィングコンサル ティング(株)取締役(現 任) (株)シーウィン総合研究所 代表取締役社長(現任)	(注)4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
合 計						(1) 2,552,722株 (2) 467,848株 (3) 2,931,677株

- (注) 1 取締役眞鍋雅昭及び吉村恭彰は、会社法第 2 条第 15 号に定める「社外取締役」であります。
2 監査役高橋誠也及び西村陽は、会社法第 2 条第 16 号に定める「社外監査役」であります。
3 取締役の任期は、平成 21 年 4 月 1 日予定の当社設立の日から平成 22 年 3 月期に係る定時株主総会
終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成 21 年 4 月 1 日予定の当社設立の日から平成 25 年 3 月期に係る定時株主総会
終結の時までであります。
5 役名については、本報告書提出日において決定している役職名を記載しています。
6 所有するバイタルネット及びケーエスケアの株式数は、平成 20 年 12 月 5 日現在におけるバイタル
ネット及びケーエスケアの所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、
当該所有状況に基づき株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に
当社の設立日の直前までに所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、監査役会設置会社として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する予定であります。

役員の数

当社の取締役は 15 名以内、監査役は 5 名以内とする旨を定款で定める予定であります。

役員を選任に係る株主総会の決議要件

当社の取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

取締役の報酬等

当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める旨を定款に定める予定であります。ただし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は年額 220 百万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の額は年額 25 百万円以内とする旨を定款(附則)で定める予定であります。

会計監査人

会計監査人につきましては、監査法人トーマツを予定しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定める予定であり、また、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款で定める予定であります。

社外役員等との責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役並びに会計監査人として優秀な人材を招聘できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外取締役及び社外監査役並びに会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする旨を定款に定める予定であります。

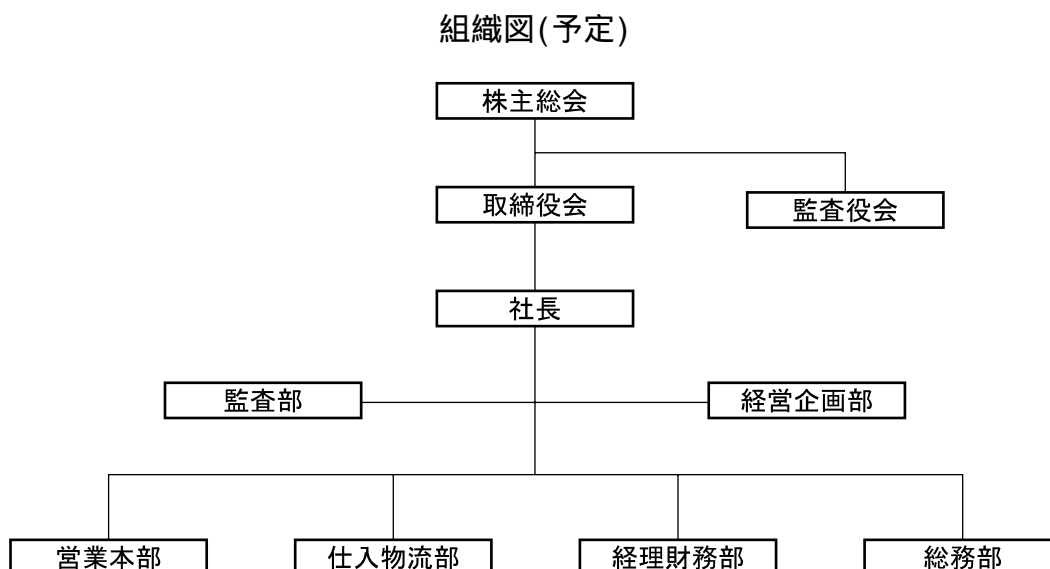
社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である眞鍋雅昭氏及び吉村恭彰氏は、当社の完全子会社となるバイタルネットの社外取締役に就任しており、社外監査役である西村陽氏は、当社の完全子会社となるケーエスケーの社外監査役に就任しております。このほか、社外取締役である眞鍋雅昭氏及び吉村恭彰氏がバイタルネットの株式を保有していること以外は、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の組織図（予定）は次のとおりであります。



第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報がありません。

なお、バイタルネット及びケーエスケーの経理の状況については、両社の有価証券報告書（バイタルネット：平成20年6月27日提出/ケーエスケー：平成20年6月27日提出）及びケーエスケーの半期報告書（平成20年12月26日提出）並びにバイタルネットの四半期報告書（平成20年8月12日及び同年11月13日提出）に記載のとおりです。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	未定

(注) 当社の定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができないものとされる予定です。

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のバイタルネット及びケーエスケーがそれぞれの最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

バイタルネット

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 平成20年6月27日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日） 平成20年8月12日東北財務局長に提出

事業年度 第60期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日） 平成20年11月13日東北財務局長に提出

【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成20年11月21日東北財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記の臨時報告書の訂正報告書）を平成21年1月6日に東北財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社バイタルネット 八乙女ビル
（宮城県仙台市泉区八乙女3丁目3番地の1）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

ケーエスケー

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第46期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 平成20年6月27日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日） 平成20年12月26日近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成20年11月21日近畿財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記の有価証券報告書の訂正報告書）を平成20年8月29日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記の臨時報告書の訂正報告書）を平成21年1月6日に近畿財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ケーエスケー 本社ビル
(大阪府中央区道修町1丁目5番7号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。